

特集

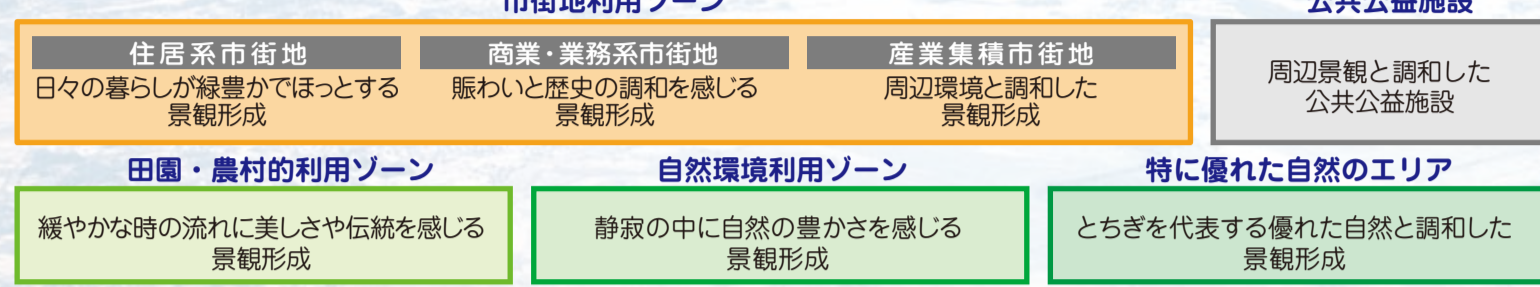
栃木市景観計画・景観条例

人々の営みを重ねて育む栃木の景観まちづくり

景観まちづくりの基本方針

- ① 地域を象徴する自然景観を保全し、心象風景としての眺望を大切にする
- ② 歴史的な町並みや史跡を保全し、交流をより活発にする
- ③ 暮らしの中で受け継がれてきた風景を再発見し、未来に引き継ぐ
- ④ 都市の拠点における良好な都市景観を形成する
- ⑤ 好ましくないものを見直し、よりよい景観へと磨きをかける
- ⑥ 市民・事業者・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む

景観構造別の景観形成の方針



景観形成重点地区の指定 ● (仮称) 栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区(案)

蔵の町並みの更なる充実を図る景観まちづくりの推進(随時、地区を追加指定)

良好な景観形成のための行為の誘導

- ① 市全域における行為の基準
- ② 景観形成重点地区における行為の基準(案)

連携

伝統的建造物群保存地区等(文化財保護法)

連携

重要文化財等(文化財保護法)
緑地保全地域等(都市緑地法)

景観重要建造物及び景観重要樹木に関する要項

屋外広告物の表示・提出に関する事項

景観重要公共施設の整備に関する事項

景観まちづくりの推進方策

推進体制の確立
景観計画の充実と景観まちづくりの推進
市民等による景観まちづくりの推進
景観に関する意識啓発の推進

基本的な考え方

具体的な施策

◆ 問合先 ◆ 栃木市計画課 ☎(21)2431

屋外広告物のルール

看板やのぼり旗といった屋外広告物も良好な景観を形成するうえで重要な要素となります。

本市では、景観計画や景観条例とは別に、栃木県屋外広告物条例や歴史的町並み景観形成要綱により屋外広告物の規制と誘導を行っています。

設置の際には、許可や届出が必要になりますので、事前に相談をお願いします。



色彩にもルールがあります!
(栃木市景観計画色彩ガイドライン)

景観を構成する重要な要素のひとつである色彩については、周辺の景観と調和を図る必要があります。

本市では、色彩を客観的に表現するために「PANTONE」「あざやか」「あざやか」の組み合わせによるマンセル表色系を採用することや、色彩の基準・範囲などを色彩ガイドラインで定めています。

色彩を検討する際には、色彩ガイドラインを参考にしてください。

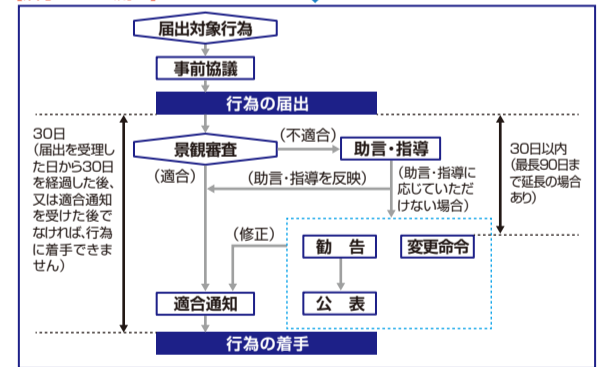
一定規模を超える建築物等の建築等を行う時には、『届出』が必要となります!

なお、届出にあたっては、事前に相談をお願いします。

【主な届出対象行為】

行為の種類	届出対象規模	届出対象規模
(1) 建築物の新築等	高さ10m以上	● 建築面積1,000㎡以上 ●
(2-1) 工作物 さく、塀、擁壁等	高さ3m以上	-
(2-2) 工作物 コンクリート柱、鉄柱、電波塔等	高さ10m以上	-
(2-3) 工作物 電気供給等に係る電線路又はその支持物	高さ20m以上	-
(2-4) 工作物 遊戯施設等	高さ10m以上	● 築造面積1,000㎡以上 ●
(2-5) 工作物 太陽光パネル等の再生可能エネルギー関連	高さ4m以上	● 土地の区域面積1,000㎡以上 ●
(3) 都市計画法で規定する開発行為	-	● 土地の区域面積10,000㎡以上 ●
(4) 地面に彩色を施す行為	-	● 土地の区域面積500㎡以上 ●

【着手までの流れ】



- やま** ● 静寂の中に自然の豊かさを感じる景観
● 太平山、三義山、岩船山、渡良瀬遊水地などとちぎを代表する優れた自然と調和する景観
- まち** ● 賑わいと歴史の調和を感じる景観
● 日々の暮らしが緑豊かでほっとする景観
- さと** ● 緩やかな時の流れに美しさや伝統を感じる景観

増改築・外壁塗装・オール電化・水廻り・エクステリア・ガーデン・その他リフォーム

家造りに実績のある **木の花ホーム** がお届けします!

カラーズはリフォーム・外構工事の専門店です

ご相談・
見積無料

リフォーム工事

- 増改築・浴室・キッチン・トイレ・洗面
- 屋根外壁・内装・クロス貼り替え
- 介護リフォーム・その他小さな工事

外構工事

- 駐車場工事・カーポート
- テラス・サンルーム
- お庭のリフォーム



カラーズ ☎0120-119-895 栃木市野中町1382-2 栃木市総合運動公園前 営業時間 9:00~18:00 水曜定休日